

安全データシート

Ver. 20221020

1. 化学品及び会社情報

製品名 IR-700/NO.800 白液
製造会社名 株式会社カズキ高分子
住所 島根県出雲市長浜町849-4
担当部門 品質保証
電話番号 0853-28-2840 FAX番号 0853-28-0280
用途と使用上の制限 筆記具
作成・改訂 2022年11月29日

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
金属腐食性物質 区分1

健康に対する有害性
急性毒性(経口) 区分4
皮膚腐食性・刺激性 区分1
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分1

環境に対する有害性
水生環境急性有害性 区分2

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険

危険有害性情報

H290金属腐食のおそれ H302飲み込むと有害 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 水生生物に毒性

注意書き [安全対策/応急措置]

【安全対策】容器を密閉しておくこと。熱火花、裸火、高温もような着火源から遠ざけること。ー禁煙。防型電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。屋外又は換気の良い区域のみ使用すること。ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。取り扱い後よく手を洗うこと。【応急措置】火災の場合に適切な消火方法をとること。吸入した場合、空気新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合に外して洗うこと。皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。衣類にかかった場合、直ちにすべて汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。眼刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを受けること。【保管】容器を密閉して涼しく換気の良い場所で施錠して保管すること。【廃棄】内容物や容器を、都道府県知事許可を受けた専門廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

組成及び成分情報

化学名	CAS No.	化審法	安衛法	化管法管理番号	含有量%
次亜塩素酸ナトリウム水溶液	7681-52-9	1-237			100

※N.R.=Non-Release.

4. 応急措置

吸入した場合	本人を風通しのよい場所に移動させ、保温・安静に努める。必要ならば人工呼吸、酸素吸入を行う。医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類・靴等を脱がせ、水又は微温湯で流しながら、石鹸を使って皮膚をよく洗い流す。痛み、炎症があれば医師の処置を受ける。
目に入った場合	清浄な流水で15分以上洗眼した後、痛みが残る場合は直ちに眼科医の手当てを受ける。洗眼の際、瞼を指で開いて、瞼、眼球の隅々まで水がよくいきわたるように洗う。
飲み込んだ場合	口をすすぎ、異物を取除き、医師の診断を受ける。 意識のない被災者には口から何も与えてはならない。

5. 火災時の処置

適切な消火剤	当該物質を巻き込んだ周辺の火災に適切な消火剤
使ってはならない消火剤	
消火方法	大量の水による。酸との接触により有害な塩素ガスを発生するので、炭酸ガス、酸性の粉末消火剤は避ける。

周辺火災の場合、周囲の設備等に散水して冷却する。移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。消火作業の際には必ず保護具を着用する。火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

6. 漏出時の処置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

風下の人を避難させる。漏出した場所の周辺にはロープを張る等して人の立入りを禁止する。作業の際には、必ず保護具を着用し、蒸気の吸入や皮膚に触れることを防止する。

環境に対する注意事項

多量に漏れた場合、河川等に排出されないように、回収、詰め替え、還元分解など措置を講じる。土砂等で流出防止用堤防を作り、空容器に回収するか又は土砂等に吸収させてから容器を回収する。できるだけ取り除いた後、漏出した場所、大量の水で洗い流す。必要なら亜硫酸ナトリウムを用いて分解してから多量水で洗い流す。この場合濃厚な廃液が下水溝、河川等へ流入しないよう注意する。

封じ込め、浄化の方法及び機材

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い上の注意事項

- ・局所排気及び全体排気設備を設ける。
- ・保護具を着用し、眼、皮膚への接触を避ける。
- ・屋外又は換気の良い区域のみで取扱うこと。
- ・人体との接触を避けること。
- ・可燃物、アセチレン、エチレン、水素、アンモニア、微細金属との接触禁止。
- ・作業中に温度が上昇したり、重金属類の混入があると分解し酸素ガスを発生する。
- ・酸と接触したり、pHが低下すると塩素ガスの発生が起きるので注意が必要である。

保管上の注意事項

- ・直射日光を避け、品質(有効塩素)維持のため、20℃以下に保ち貯蔵するのが望ましい。
- ・重金属類(コバルト、ニッケル、クロム、銅、鉄など)が存在するとそれらが触媒となり、分解を促進するため、貯蔵する容器内にこれらの重金属類が混入しないようにする。

8. 暴露防止及び保護措置

化学名	管理濃度	許容濃度(日本産業衛生学会)	暴露限界(ACGIH TWA)
次亜塩素酸ナトリウム水溶液	N.S.	記載なし	記載なし

設備対策 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

- 保護具
- | | |
|------------|-----------------------------|
| 呼吸器の保護具 | ・・・ハロゲンガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器 |
| 手の保護具 | ・・・ゴム手袋(耐アルカリ性) |
| 目の保護具 | ・・・ゴーグル、防災面 |
| 皮膚及び身体の保護具 | ・・・ゴム長靴、前掛け(作業の状況に適したもの) |

12. 環境影響情報

製品の環境影響情報 情報なし

成分の環境影響情報

生態毒性 不明
 残留性・分解性 不明
 生態蓄積性 不明
 土壌中の移動性
 オゾン層への有害性
 他の有害影響

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃液はそのまま廃棄すると土地、河川を汚染して農作物、魚介類に影響を及ぼすので、そのまま廃棄してはならない。都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に依頼すること。

汚染容器及び包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号: 1791
 品名(国連輸送名): 次亜塩素酸塩溶液
 品名(国連輸送名 英名): HYPOCHLORITE SOLN.
 分類又は区分: 区分8
 容器等級: III

国内規制

陸上:
 海上:
 航空:

15. 適用法令

水質汚濁防止法: 第2条第4項(指定施設)
 施行令第3条の3(指定物質) 十二 次亜塩素酸ナトリウム
 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律: 施行令別表第1 有害性液体物質(Y類)
 労働安全衛生法: 通知対象物質には非該当
 化学物質管理促進法 指定化学物質に該当しない

備考

16. その他の情報

本資料の記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、記載内容は新しい知見により改訂されることがあります。

また、特殊な取扱いの場合には、用途、用法に応じた安全対策の上ご使用下さい。
 なお、本資料の記載内容は、情報提供であって補償するものではありません。